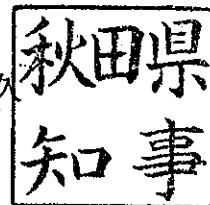


写

環管一961
平成27年11月16日

丸紅株式会社
取締役社長 國分文也 様
株式会社大林組
代表取締役社長 白石達 様
エコ・パワー株式会社
代表取締役社長 荻原宏彦 様

秋田県知事 佐竹敬久



(仮称)能代港洋上風力発電事業計画段階環境配慮書
に対する意見について

環境影響評価法第3条の7第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、
次のとおりです。

なお、別添の能代市長からの意見についても十分配慮してください。

1 総括的事項

- (1) 事業実施想定区域周辺の既設及び建設中の風力発電所並びに火力発電所との複合的又は累積的な環境影響を勘案し、これら他事業の諸元等の情報入手に努めながら、適切に調査、予測及び評価すること。
- (2) 設置される風力発電所における単機出力等が大型化する可能性があることから、事業実施想定区域周辺の配慮が必要な学校、社会福祉施設等や住居への環境影響を回避又は低減するとともに、事業計画の具体化する過程において、地域住民の理解を得られるよう努めること。
- (3) 事業計画の具体化に当たっては、施設の規模・基数又は構造における複数案を明確にして、環境配慮事項の検討内容やその結果を方法書以降の図書に記載すること。

2 個別の事項

(1) 生態系

海域の生態系については、科学的な知見が少なく未解明な部分が多いとされているが、今後の環境影響評価における調査や知見等の収集に可能な限り努め、それらを踏まえて評価項目として選定することの可否を検討すること。

【担当】

秋田県生活環境部環境管理課

環境審査班 高橋、片山

電話 018-860-1601

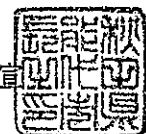
FAX 018-860-3881



能衛収第390号
平成27年10月7日

秋田県知事 佐竹敬久様

能代市長 齊藤滋



(仮称)能代港洋上風力発電事業計画段階環境配慮書
に対する意見について(回答)

平成27年9月18日付け環管ー795で照会のあったことについて、下記のとおりです。

記

本事業に係る計画段階配慮書は概ね妥当と判断しますが、環境影響評価方法書以降の手続きについては、以下のことに留意願いたい。

1 鳥類について

事業実施想定区域の周辺では、ミサゴ等の猛禽類の生息が確認されている。また、想定区域から数km東側の小友沼には、ガン・カモ類やハクチョウ等の渡り鳥が多数飛来しており、想定区域内でも飛翔している可能性がある。配慮書の予測結果によると、改変空域の容積比率は3.9~1.7%と少ないが、事業実施想定区域周辺には多数の風力発電施設が稼動しているほか、現在建設中の施設もある。鳥類の飛翔経路がさらに減少する可能性があることから、他の風力発電施設の影響も含めて、専門家の意見を聴取の上、調査、予測及び評価を行い、鳥類に対する影響について回避又は低減を図ること。

2 魚類について

事業実施想定区域にはハタハタ、カレイ類などが生息している。漁業権が設定されていない区域ではあるが、周辺漁業への影響がないか、方法書以降では「造成等の施工による一時的な影響」や「施設の稼動」についても調査、予測及び評価を行い、魚類に対する影響について回避又は低減を図ること。

3 騒音等について

事業実施想定区域の適地 N-2 は、最寄りの民家等まで約 1 km である。騒音等については、既設の風力発電施設の騒音等も合成し、調査、予測及び評価し、風車の位置や機種を選定し、影響の回避又は低減を図ること。

4 風車の影について

事業実施想定区域の適地 N-2 は、最寄りの民家等まで約 1 km である。風車の影について、調査、予測及び評価し、風車の位置や機種を選定し、影響の回避又は低減を図ること。

5 海底地形について

能代港では漂砂に起因する航路の埋没現象が見られ、船舶の入出港に支障が生じないよう浚渫工事が行われることがある。風力発電施設や海底ケーブルの存在により、漂砂等の流れや堆積場所の変化により航路への影響がないか、関係機関や専門家の意見を聴取の上、方法書以降に調査等を行うか検討すること。

6 その他

事業実施想定区域周辺では、能代火力発電所第 2 産業廃棄物最終処分場建設工事が行われている。また、能代火力発電所 3 号機は、平成 32 年度の運転開始に向けて建設工事が行われることとなっている。風力発電施設の工事期間が重なる場合は、大きな影響がないか可能な限り確認すること。